

議案第73号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月11日提出

守口市長 瀬野 憲一

記

## 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。  
次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 前	変 更 後																				
第1条から第18条まで 略	第1条から第18条まで 略																				
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td>関係市町村において行う事務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u>の引渡し</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u>の返還の受付</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	項	関係市町村において行う事務	略		2	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の引渡し	3	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の返還の受付	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td>関係市町村において行う事務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>資格確認書等</u>の引渡し</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>資格確認書等</u>の返還の受付</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	項	関係市町村において行う事務	略		2	<u>資格確認書等</u> の引渡し	3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付	略	
項	関係市町村において行う事務																				
略																					
2	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の引渡し																				
3	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の返還の受付																				
略																					
項	関係市町村において行う事務																				
略																					
2	<u>資格確認書等</u> の引渡し																				
3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付																				
略																					
別表第2（第17条関係）	別表第2（第17条関係）																				
略	略																				
備考	備考																				
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。</li> <li>2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。</li> <li>2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</li> </ol>																				

**附 則**

この規約は、令和6年12月2日から施行する。